

厚生労働省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄） 1

改 正 案	現 行
<p>（医薬・生活衛生局の所掌事務）</p> <p>第六条 医薬・生活衛生局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 支払基金電子処方箋管理業務（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。）第二十五条第一項に規定する支払基金電子処方箋管理業務をいう。以下同じ。）及び連合会電子処方箋管理業務（医療介護総合確保法第三十六条に規定する連合会電子処方箋管理業務をいう。以下同じ。）に関すること。</p> <p>十二 医療機関等情報化補助業務（医療介護総合確保法第二十五条第一項に規定する医療機関等情報化補助業務をいう。以下同じ。）に関すること（支払基金電子処方箋管理業務に関することに限る。）。</p> <p>十三〇二十四（略）</p> <p>二十五 第十八号から前号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関すること（食品衛生に関することに限る。）。</p> <p>二十六〇三十三（略）</p> <p>三十四 第二十六号から前号までに掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること（健康局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（政策統括官の職務）</p> <p>第十六条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一〇十七（略）</p>	<p>（医薬・生活衛生局の所掌事務）</p> <p>第六条 医薬・生活衛生局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>十一〇二十二（略）</p> <p>二十三 第十六号から前号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関すること（食品衛生に関することに限る。）。</p> <p>二十四〇三十一（略）</p> <p>三十二 第二十四号から前号までに掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること（健康局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（政策統括官の職務）</p> <p>第十六条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一〇十七（略）</p>

十八 医療介護総合確保法第十二条の規定による保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供（以下「連結情報提供」という。）に關すること。
十九～二十一 (略)

(参事官の職務)

第三十九条の二 参事官は、命を受けて第一号に掲げる事務を分掌し、及び第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 医療機関等情報化補助業務に關すること（診療録に關することに限る。）。

四 (略)

(総務課の所掌事務)

第五十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 支払基金電子処方箋管理業務及び連合会電子処方箋管理業務に關すること。

四 医療機関等情報化補助業務に關すること（支払基金電子処方箋管理業務に關することに限る。）。

五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、医薬・生活衛生局の所掌事務（第六条第十八号から第三十四号までに掲げるものを除く。）で他の所掌に屬しないものに関する事。

(新設)

十八～二十 (略)

(参事官の職務)

第三十九条の二 参事官は、命を受けて第一号に掲げる事務を分掌し、並びに第二号及び第三号に掲げる事務をつかさどる。

一 医薬品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品のうち特に重要なものの研究及び開発の支援に關すること。

二 保健医療に關する情報の保護及び利用並びに保健医療に關する情報の処理に係る体制の整備に關する政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(新設)

三 (略)

(総務課の所掌事務)

第五十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医薬・生活衛生局の所掌事務に關する総合調整に關すること。

二 薬剤師に關すること。

(新設)

(新設)

三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に關すること（医政局及び他課の所掌に屬するものを除く。）。

四 前三号に掲げるもののほか、医薬・生活衛生局の所掌事務（第六条第十六号から第三十二号までに掲げるものを除く。）で他の所掌に屬しないものに関する事。

(保険課の所掌事務)

第二百二十条 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

五 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務、支払基金電子処方箋管理業務、介護保険関係業務、医療機関等情報化補助業務及び連結情報提供に関すること並びに高齢者医療課及び医療課の所掌に属するものを除く。)

六 (略)

(国民健康保険課の所掌事務)

第二百二十一条 国民健康保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること(高齢者医療関係業務、連合会電子処方箋管理業務、介護保険事業関係業務及び連結情報提供に関すること並びに医療課の所掌に属するものを除く。)

(医療介護連携政策課の所掌事務)

第二百二十一条の三 医療介護連携政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

(保険課の所掌事務)

第二百二十条 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 健康保険事業の企画及び立案に関すること。

二 船員保険事業の企画及び立案に関すること。

三 全国健康保険協会の行う業務に関すること。

四 健康保険組合及び健康保険組合連合会の行う業務に関すること。

五 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務及び介護保険関係業務並びに他課の所掌に属するものを除く。)

六 健康保険法第二百一条の規定による報告の徴収及び指示に関すること。

(国民健康保険課の所掌事務)

第二百二十一条 国民健康保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国民健康保険事業の企画及び立案に関すること。

二 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること(高齢者医療関係業務及び介護保険事業関係業務並びに医療課の所掌に属するものを除く。)

(医療介護連携政策課の所掌事務)

第二百二十一条の三 医療介護連携政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 保健医療の普及及び向上に関する事業並びに健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療に係る事業と老人の福祉及び保健並びに介護保険に関する事業との連携に関すること。

四 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に關すること（医療機関等情報化補助業務に關すること（医政局及び医薬・生活衛生局の所掌に屬するものを除く。）に限る。）。

附則

第二条 当分の間、第六条第十二号中「第二十五条第一項」とあるのは、「第二十五条第一項（医療介護総合確保法附則第一条の三）第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とする。

二 社会保険診療報酬、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に關する基本的な政策の企画及び立案に關すること。
三 高齢者医療確保法に規定する医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画並びに都道府県医療費適正化計画並びに特定健康診査等基本指針及び特定健康診査等実施計画に關すること。

（新設）

附則

第二条 削除